

片山議員提出資料

三位一体改革の
進め方について

平成 15 年 4 月 1 日

三位一体改革の進め方について

1 基本的な考え方

(1) 地方分権の推進

- 三位一体改革は、国・地方を通ずる行財政改革の一環としてのみならず、「地方にできることは地方に委ねる」という地方分権推進の観点から取り組むべきもの。
- このため、国庫補助負担金を廃止・縮減し、歳出面での地方の裁量権を拡大するとともに、国からの税源移譲等により地方の歳入構造を地方税中心とし、国庫補助負担金や地方交付税に依存することなく自立的な財政運営を営むことができる団体を増加させる必要。
- そのためには、税源移譲等による地方税の拡充規模が決定的な要素。
- 地方税の拡充に伴う財政力格差の拡大（主として不交付団体）に対応した財源均てん化の方策についても総合的に検討。

(2) 国・地方の役割分担と地方財源保障の必要性

- 我が国においては、国が法令等により制度を定め、
地方が制度を運営するなど、国と地方が一体となって
内政を推進しており、国・地方の行政は完全には切り離せないもの（経済対策、各種の社会福祉施策、教育、治安、防災等）。
- 地方団体が国庫補助負担金を受けずに実施する地方単独の施策・事業についても、国全体としての行政の方向性に呼応して実施しているところ。
 - ・ 国の法令等に基づき実施する警察・消防、高校、清掃、戸籍事務等に係る職員給与費や運営費はほとんどが国庫補助対象外
→ 地方単独施策として実施
 - ・ 単独事業を補助事業と一体となって実施することにより、初めて施策の効果を発揮できるものも多い（下水道幹線管渠（補助）と末端管渠（単独）の整備など）。
 - ・ 地方団体の自主的判断に基づく純粋な地方単独事業についても、地域経済の下支えや地域の振興を図る上で、地方分権時代において積極的な意義。

- したがって、その財政面での裏付けとして、法律に基づく地方財政計画の策定を通じ、国庫補助事業と地方単独事業とを合わせて、必要な地方財源（主として地方税及び地方交付税）を全体として確保するしくみは不可欠。

仮に、こうした仕組みを取り止める場合には、教育、福祉、清掃、警察・消防など、国が法律などにより地方に要請している現在の基本的な行政サービスの水準の維持が不可能となる。また、経済政策等国と地方が協力して行う施策の実施が困難となる。

- 国・地方間の役割分担については、5次にわたる地方分権推進委員会勧告に基づき、平成12年度から施行された地方分権推進一括法で整理が行われている。
 - ・機関委任事務を規定していた法律 432件
→整理後

<u>法定受託事務を規定した法律</u>	247件
(45%)	
<u>自治事務を規定した法律</u>	298件
(55%)	

- 一方で、地方の権限の拡大がなお不十分であるとの指摘があること、国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲の問題が残されていることを踏まえ、今回の三位

一体改革において国庫補助負担金の廃止・縮減等による役割分担の一層の明確化を図ることとし、現実的・具体的な改革案をとりまとめることが必要。

(3) 国民の視点等

- 中長期的な地方分権の将来ビジョンについても、できる限り早期に議論する必要があるが、当面は、地方分権推進委員会最終報告を踏まえ、国と連携しつつ行政サービスの実施に当たっている地方団体の現実を踏まえつつ、三位一体改革案のとりまとめを急ぐ必要。
- この三位一体の改革を通じ、住民に身近な地方団体において行政サービスを地域の実態に応じて自主的に選択しうる体制を整えることにより、透明性を高めながら、国民のニーズに応じて効率的かつ質の高いサービスをスピーディに提供するという国民の側に立った視点が不可欠。

2 国庫補助負担金の廃止・縮減

- 国庫補助負担金の廃止・縮減は三位一体改革の入口であるとともに、改革全体を左右。
「基本方針 2002」（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）に示されたとおり、数兆円規模の国庫補助負担金の削

減を図り、税源移譲につなげていく必要。

(1) 国庫負担金

ア 平成15年度予算編成過程においては、「芽出し」を行うとともに、義務教育費国庫負担金（2.8兆円）について、「改革と展望」の期間中に全額の一般財源化について所要の検討を行う旨の三大臣合意。

イ その他の経常費に係る国庫負担金（3.5兆円）についても、過去の閣議決定の見直し基準等に沿って、社会経済情勢等の変化に応じ真に必要な分野に限定するよう、抜本的見直しが必要。

〔地方分権改革推進会議意見で取り上げられたものについて重点的に検討。〕

ウ 公共投資関係費に係る国庫負担金（2.5兆円）についても、過去の閣議決定の見直し基準等に沿って、国家的なプロジェクト等根幹的な事業などに限定。

〔特に①市町村に対するもの②補修、修繕、局部改良等に係るものは原則廃止・縮減。〕

(2) 国庫補助金

ア 奨励的補助金については、廃止・縮減（例外扱いの

ものを除き2.9兆円)を原則とするとともに、「改革と展望」の期間中に明確な数値目標の下で確実に削減することとして、各省庁において重点的に検討を進める必要。

〔 例えば平成16年度2割、平成17年度3割、
平成18年度4割削減で、合計約7割 〕

イ 特に、①職員設置費、②法令の施行事務費、③施設の運営費・設備整備費など、地方団体の事務として同化・定着・定型化しているものに係る国庫補助金については平成16年度において速やかに一般財源化すべき。

(3) 今後の進め方

- 以上の考え方従い、「国と地方に係る基本方針」(平成14年12月24日閣議口頭報告)に基づき、「各大臣が責任を持って」具体的な検討を行うとともに、国庫補助負担金の削減についての数値目標の設定、具体的な補助負担金の明示等実効的な削減計画を策定することが必要。
- 引き続き地方が主体となって実施する必要がある事業については、所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲。

3 税源移譲を含む税源配分の見直し等

- 税収が安定的で偏在性が少ない地方税体系・地方税中心の歳入構造を構築することが最大の課題。
- 国庫補助負担金の廃止を受けて、基幹税を、国から地方への税源移譲等により抜本的に拡充することが不可欠。
- 具体的には、個人住民税の拡充・比例税率化や地方消費税の拡充を行う。また、個人住民税均等割の見直しなどにより、地方税における応益性の空洞化に対応する。
- こうした取組みにより、当面、国税：地方税=1：1を目指す。
- 地方が、納税者の理解を得ながら、超過課税や法定外税など課税自主権を活用して、地方税の充実確保を図ることは重要な課題。地方分権の推進という観点から、地方がさらに課税自主権を発揮しやすくなるよう、標準税率のあり方を見直すなど、できるだけ拡充する方向で検討。

- ただし、課税自主権の活用は、三位一体改革の中心的役割を果たし得るものではない。主要な税目は法定税目として国・地方間で配分されているため、その活用によって確保できる税収には限りがある。

- ・平成13年度決算額

超過課税 4,712億円（地方税収の1.3%）

法定外税 288億円（地方税収の0.1%）

4 地方交付税の改革

(1) 地方歳出の抑制と交付税総額の見直し

- 国庫補助負担制度や法令基準を通じた地方歳出に対する国の関与を見直すとともに、これと歩を一にして地方単独事業費等の計画的抑制を図ることにより、地方財政計画規模の抑制に取組み、地方財源不足の縮小と借入金依存からの早期脱却を目指す。
- これらの取組みと税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減に対応して、地方の自主財源比率を高める方向で、交付税総額を見直す。

(2) 財源保障機能と財源調整機能

- 税源移譲等に伴う地方税の拡充により、地方交付税

のウェイトは低下するが、地方団体に対して行政任務に見合った財源が全て地方税によって財源確保されない限り、地方交付税により財源保障を行いながら、一体的に財源調整を行うことが必要。

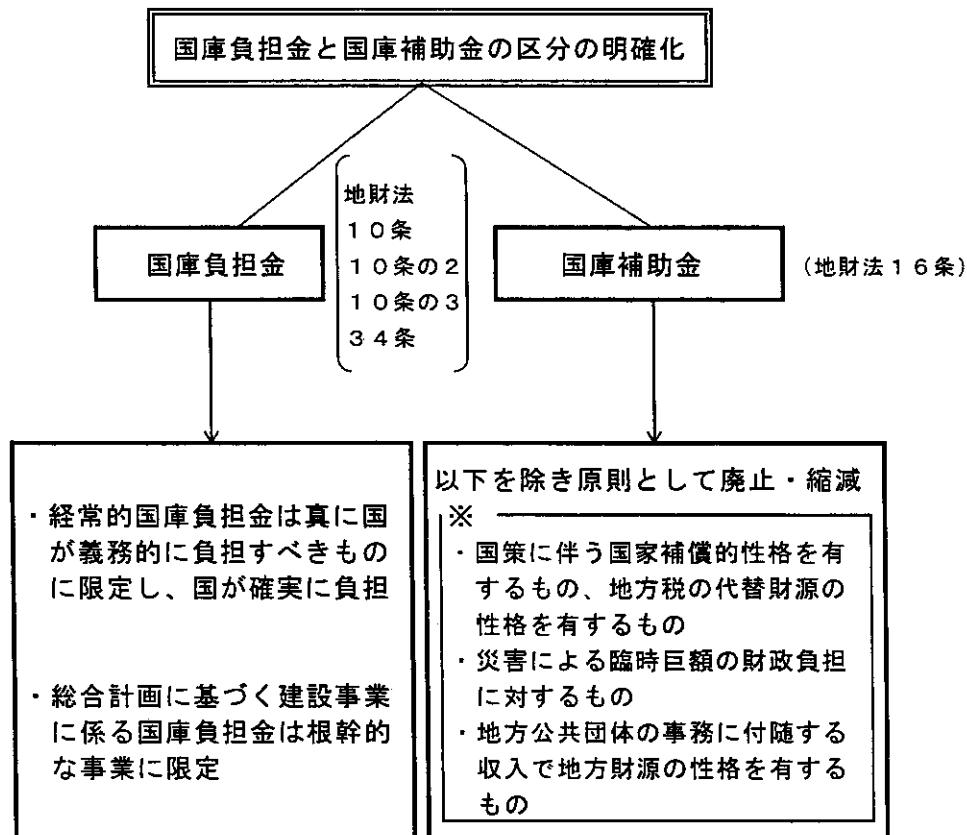
- したがって、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能は一体不可分の関係にあり、どちらか一方を切り離して廃止するという考え方はとれないもの。
- 地方債に対する国の関与については、平成 18 年度から許可制を廃止し、原則自由化。
地方債について公的資金の流れの一環として議論が必要とすれば、財政投融資制度等のあり方の議論の中で全体的な視野から取り扱うべき。

(3) 交付税の算定のしくみの見直し

- 地方団体の自主的・自立的な財政運営を目指す方向で、交付税の算定のしくみを見直し。
 - ・ 留保財源率の引き上げ
(平成 15 年度から都道府県分につき 5 %引上げ)
 - ・ 国の関与の廃止・縮減に対応した算定の簡素化
 - ・ 事業費補正(地方債の元利償還費の算入措置を含む。)、段階補正の見直し
(平成 14 年度から実施中)

国庫補助負担金の整理合理化の基本的な考え方

(地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）より)



【整理合理化の手法】

- ① 地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているもの、人件費補助の一般財源化 →職員設置費、法施行事務費、施設運営費・設備整備費等に係る補助金0.2兆円程度
- ② 国庫補助負担金が少額なもの廃止・一般財源化（零細補助基準・採択基準の引き上げ）
- ③ サンセット化の推進、終期（5年）の設定
- ④ 補助率が低いもの（1/3未満のもの）、創設後一定期間経過したものの廃止・一般財源化
- ⑤ 新規の国庫補助金の設定の抑制、スクラップアンドビルト原則の徹底

○国庫補助負担金の分類（平成15年度普通会計ベース）

	国 庫 負 担 金	国 庫 补 助 金		合 計
		廃止・縮減対象外 (上記※) 0.5兆円 程度	そ の 他 2.9兆円 程度	
経 常	6.3兆円 程度	0.5兆円 程度	1.0兆円 程度	7.8兆円 程度
投 資	2.5兆円 程度	0.0兆円 程度	1.9兆円 程度	4.4兆円 程度
				12.2 兆円 程度

○ 国庫補助負担金の分類（平成15年度普通会計ベース）

		経 常	投 資
負 担 金			
地財法 10条 10条の2 10条の3 34条	(例) ・義務教育費国庫負担金 27,879億円 ・生活保護費負担金 15,132億円 ・児童保護費等負担金 7,662億円 ・児童扶養手当給付費負担金 2,558億円 ・療養給付費等負担金 2,052億円 (国保基盤安定)	(例) ・一般国道改修費補助 2,028億円 ・地方道改修費補助 1,534億円 ・公営住宅建設費等補助 1,359億円 ・交通連携推進街路事業費補助 1,086億円	
8.8兆円程度	6.3兆円程度	2.5兆円程度	
補 助			
分権計画 により、 廃止・ 縮減の対 象外とさ れたもの に該当す るもの ※注参照	a b c (例) ・原爆被爆者手当交付金 1,047億円 ・電源立地地域対策交付金 515億円 (例) ・休廃止鉱山鉱害防止等工事費補 助金 18億円 (例) ・交通安全対策特別交付金 822億円	(例) ・災害関連緊急砂防等事業費補助 25億円 ・災害関連緊急治山等事業費補助 20億円	
0.5兆円程度	0.5兆円程度	0.0兆円程度	
金			
16条 上記以外 分権計画 により、 原則とし て廃止・ 縮減する とされて いる	(例) ・在宅福祉事業費補助金 1,118億円 ・私立高等学校等経常費助成費 補助金 1,002億円 ・児童保護費等補助金 644億円 ・農業共済事業事務費負担金 529億円	(例) ・地方道路整備臨時交付金 7,033億円 ・廃棄物処理施設整備費補助 1,290億円 ・社会福祉施設等施設整備費補助金 1,071億円 ・水産物供給基盤整備事業費補助 842億円	
2.9兆円程度	1.0兆円程度	1.9兆円程度	
合 計	12.2兆円程度	7.8兆円程度	4.4兆円程度

(注) : 地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）においては、次のものを除き、原則廃止・縮減を図っていくこととされている。

- a …国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税の代替財源の性格を有するもの
- b …災害による臨時巨額の財政負担に対するもの
- c …いったん国において徴収し地方公共団体に交付する形式をとっているが、地方公共団体の事務に付随する収入で地方財源の性格を有するもの